

新		旧	
		る町村 が行う 事業に 対して 都道府 県が補 助する 場合 2/3	る町村 が行う 事業に 対して 都道府 県が補 助する 場合 2/3
2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 19,152円	2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 19,152円		
DV・女 性保護 対策等 支援事 業	DV・女 性保護 対策等 支援事 業		
<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 婦人相談員活動強化対策費</p> <p>(1) 婦人相談員手当</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範 囲内における各月現員延数に<u>107,000円</u>を乗じて算 定した額。</p> <p>ただし、婦人相談員を月の中途において任免したとき は、上記該当額を限度として都道府県条例又は市条例 等に定める給与方法により算定した額とすること。</p> <p>(2) 婦人相談員活動費</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数に都 道府県においては年額58,000円を、指定都市、中核 市、児童相談所設置市及び市においては年額49,00 0円を乗じて算定した額。</p> <p>ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき 、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の 額とすること。</p>	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 婦人相談員活動強化対策費</p> <p>(1) 婦人相談員手当</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範 囲内における各月現員延数に<u>106,600円</u>を乗じて算 定した額。</p> <p>ただし、婦人相談員を月の中途において任免したとき は、上記該当額を限度として都道府県条例又は市条例 等に定める給与方法により算定した額とすること。</p> <p>(2) 婦人相談員活動費</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数に都 道府県においては年額58,000円を、指定都市、中核 市、児童相談所設置市及び市においては年額49,00 0円を乗じて算定した額。</p> <p>ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき 、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の 額とすること。</p>	<p>婦人相談員活動 強化対策費のため に必要な報酬(婦 人相談員手当につ いての歳出予算の 節を給料又は賃金 としている場合は、 それぞれ給料又は 賃金とする。)、旅 費、需用費(消耗品 費、食糧費、印刷 製本費)、役務費 費 (通信運搬費)、扶助 費</p>	<p>婦人相談員活動 強化対策費のため に必要な報酬(婦 人相談員手当につ いての歳出予算の 節を給料又は賃金 としている場合は、 それぞれ給料又は 賃金とする。)、旅 費、需用費(消耗品 費、食糧費、印刷 製本費)、役務費 費 (通信運搬費)、扶助 費</p>
5/10	5/10		